

平成29年(ワ)第125号 安保法制違憲・国家賠償請求事件

原告 阿部裕ほか224名

被告 国

準備書面(3)

(朝鮮半島有事の際の新安保法制による米軍への軍事的支援活動と他国間戦争にまきこまれる具体的現実的危険)

2017(平成29)年10月25日

宮崎地方裁判所

民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 後藤好成

同 松田幸子

同 江原健太

同 山田秀一

他22名

1. 同盟国の戦争支援活動についての強化をはかった新安保法制

新安保法制が従来周辺事態法, 自衛隊法等において定められていた同盟国(米国)軍に対する支援活動等について, 集団的自衛権行使の容認を含めその軍事色強化をはかったことはすでに訴状で累々述べているとおりである。

この新安保法制によって具体的に追加され強化された同盟国への主な支援行為は,

- ① 日本に存立危機事態（日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態）が生じた場合は、一定の要件の下に「存立危機武力攻撃」排除のために自衛隊の武力の行使等いわゆる集団的自衛権の行使ができるようになったこと（事態対処法第2条）
- ② 後方支援の対象を米軍以外の軍隊にも広げたこと（重要影響事態安全確保法第1条）
- ③ 日本周辺とされていた地理的な限定をなくし自衛隊を後方支援等のためにどこにでも派遣できるようになったこと（重要影響事態安全確保法第1条、2条）
- ④ これまで禁止されていた同盟国軍への弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の同盟国軍の航空機への給油・整備等外国の武力の行使に直結する支援活動が許されるようになったこと（重要影響事態安全確保法第3条 別表第二 備考）
- ⑤ 自衛隊の活動領域を非戦闘地域・後方地域に区切って限定せず、「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所であればよい（従って現に戦闘が行われていなければ戦闘地域でも可）としたこと（重要影響事態安全確保法第2条）
- ⑥ 日本の防衛に資する活動（弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、重要影響事態に際して行われる輸送・補給等の活動、防衛能力を向上させるための共同訓練など）を行う米軍等の人又は船舶・航空機等も含む武器等の防護ができることとし、かつ正当防衛、緊急避難にあたることを要件として自衛隊は武器を使用することができることとしたこと（自衛隊法95条の2、同条同の運用指針）

- ⑦ 米軍への物品・役務の提供の範囲を拡大し、警護活動，弾道ミサイル破壊措置と同種の活動，機雷等の爆発性危険物の除去・処理と同種の活動，防衛情報収集活動と同種の活動に広げたこと（自衛隊法第100条の6）
- ⑧ 物品・役務の提供は，輸送以外は日本の領域としていた地理的限定を撤廃したこと（重要影響事態安全確保法第2条）

等々のことでありこれらが新安保法制の立法により新たに強化された同盟国（米軍）への支援活動として認められることになった。

2. 自衛隊による集団的自衛権の行使，後方支援・米軍防護活動等が相手国から米軍と一体とみなされ戦争にまきこまれる危険

しかし，日本の自衛隊が，集団的自衛権の行使ということで相手国の攻撃から同盟国を守るために相手国を攻撃する場合はもちろんのこと，同盟国が相手国を攻撃する武器（銃器）に使用する弾薬の提供や相手国攻撃のために発進準備中の同盟国の航空機や軍艦への給油や整備を行うとか，日本の防衛に資する活動を行っているということで米軍等の空母・爆撃機・戦闘機の防護にあたり，かつその際に（正当防衛等の場合に限るとは言え）武器使用ができるということは，同盟国が相手国との戦争を遂行する上での明らかな協力支援活動という他ない。

このような集団的自衛権の行使としての相手国への攻撃，又，明らかな兵站活動や米軍の船舶・航空機等武器防護活動を行う自衛隊は，戦争の攻撃を受ける相手国からすれば敵国軍隊と一体となった戦争支援部隊とみられても仕方がない。

そうなれば相手国は，日本を戦争当事国の軍事的兵站をささえ戦争当事国と一体となって武力攻撃を行っているともみなし，日本に対して反撃をする可能性は高い。

もし反撃としての攻撃を同盟国の相手国から受けた場合は、自衛隊はこれに対する反撃をすることになるだろう。

このようにして日本は、集団的自衛権行使としての相手国への武力攻撃、米軍の後方支援活動や防護活動を行うことで、他国間の戦争にまきこまれていく危険が増大することになる。

実際に、今日北朝鮮と米国との軍事的緊張関係が高まってきている状況下で、米軍に対して新安保法制の制定により一步ふみこんでなされることになった自衛隊の米軍支援活動は、さらに軍事的緊張を高めると同時に、日本が米国・北朝鮮間の戦争にまきこまれる危険を一層高めるものとなっている。

3. 新安保法制の施行以降に行われた自衛隊による米軍への軍事支援活動等

新安保法制が施行された2016年3月以降にこれまで明らかになっている限りでも、以下のような新安保法制にもとづく自衛隊による米軍への支援行動等が行われている。

- ① 2016年12月22日 米国艦船を守る武器等（船舶・航空機等を含む）防護の運用開始決定
- ② 2017年5月1日 自衛隊の護衛艦が初の米艦防護を実施（これは新安保法制の成立により自衛隊法95条の「武器等防護」の対象を米軍等に拡大したことに伴うもの）
- ③ 2017年8月10日 小野寺五典防衛相が国会閉会中審査で北朝鮮による米領グアム周辺への弾道ミサイル発射が存立危機事態に当たる可能性に言及
- ④ 2017年8月30日 小野寺防衛相が国会閉会中審査で北朝鮮が米国領土を狙ってミサイル発射をした場合、日本の武力行使の3要件を満たせば集団的自衛権の限定的な行使が可能と答弁

- ⑤ 2017年9月14日 2017年5月以降日本海などで北朝鮮の弾道ミサイル発射の警戒にあたる米イージス艦に数回にわたって海上自衛隊が洋上給油をしていたことが判明

(以上は新聞報道による)

4. 米軍艦船に対する洋上給油と戦争まきこまれの危険

以上のように2017年4月以降海上自衛隊が米イージス艦に数度にわたって洋上給油をしていたことが明らかになっているが(2017年9月15日付宮崎日日新聞中2面)、これがもし、米軍と北朝鮮が戦闘状態であれば米軍の行う戦闘行為の直接の後方支援行為となることは明らかである。

即ち、米軍が朝鮮半島周辺に展開し、万が一北朝鮮との間に戦端が開かれた際は、この米軍イージス艦も戦争の重要な役割を果たすこととなるが、その際の自衛隊による給油は米軍の艦船の活動にとって不可欠なものとなろう(例えばイージス艦が24時間態勢で警戒監視にあたるようにするためには洋上給油は不可欠とされる)。

新安保法制によって、両国間に戦端が開かれた後も現に戦闘行為が行われていない限り米軍の要請があれば自衛隊による米国の戦闘用艦船への給油が可能となった。(発進準備中の米軍戦闘機への給油・整備、米軍が武器として使用する銃器の弾薬の提供等も可能となった。)自衛隊が米国の戦闘用艦船への給油を行えば、米国の戦争相手国としての北朝鮮からすれば、日本を米軍と一体とみなし、日本が北朝鮮による直接の攻撃を受ける可能性は極めて高くなる。そして日本が以上のような事情下で北朝鮮から軍事攻撃を受けることになると、日本もこれに反撃する形で、結局日本も米国・北朝鮮間の戦争に必然的にまきこまれることとなるのである。

5, 自衛隊による米軍艦船・爆撃機等の防護と戦争まきこまれの危険

新安保法制に基づき海上自衛隊の護衛艦による米艦船(米軍貨物弾薬補給艦)の防護行動が本年5月1日に実施された(2017年5月2日付朝日新聞中1面, 2面)。

さらには, この間, 北朝鮮の弾道ミサイル発射, 核実験の実施等により朝鮮半島の軍事的緊張が高まる中で, 海上自衛隊のイージス艦などが日本海で米空母2隻との共同訓練を実施したり, 航空自衛隊の戦闘機が米戦略爆撃機との共同訓練をくり返している。これら共同訓練には米空母や米戦略爆撃機(武器に含まれる)の防護活動が含まれている可能性が高い。

これら新安保法制に従って実施された防護行動等そのものが, 既に北朝鮮に対する軍事的アピールであると同時に, 日本が軍事的に米軍側に立つことを明確に示し, 米(日)朝間の軍事的緊張を高めている。

米軍の空母・爆撃機等の防護が, 新安保法制に定める同盟国軍隊の防護措置として北朝鮮と米国間に戦端が開かれた状態でなされればもちろん, これに至らない場合でも何らかの突発的事象が起こった場合, 日本はこのような防護措置(武器使用が可能)の実行によって北朝鮮から米軍と一体とみなされ, 米国・北朝鮮間の戦争にまきこまれる可能性が極めて高くなる。

6, 集団的自衛権行使としての北朝鮮の長距離弾道ミサイルの迎撃行動と戦争まきこまれの危険

(1) この間の安保法制にもとづく集団的自衛権行使の問題をめぐる動きとして注目すべきは, 本年8月10日の国会閉会中審査(衆院安全保障委員会)で小野寺五典防衛相が米国グアム島周辺への北朝鮮による弾道ミサイル攻撃が存立危機事態にあたる可能性について以下のように言及したことである。

即ち小野寺防衛相は「米側の抑止力, 打撃力が欠如するということは, 日本の存立の危機にあたる可能性がないともいえない」「わが国に対する存立危

機事態になって（武力行使の）新3要件（①日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②武力の行使は合理的に判断される必要最小の限度においてなされること、③国民を守るために他に適当な手段がないこと）に合致することになれば対応できる」と答弁している（2017年8月11日付朝日新聞中3面）。

さらに小野寺五典防衛相は本年8月30日の国会閉会中審査（衆院安全保障委員会）においても（新安保法制の整備により）北朝鮮が米国の本土やハワイを狙ってミサイルを発射した場合、法制に定めるわが国の武力行使の新3要件を満たせば集団的自衛権の限定的な行使が可能と答弁している（2017年8月31日付毎日新聞）。

（2）このような小野寺防衛相の国会における答弁は、国の防衛の責任者の国会答弁として重要な問題を含んでいる。

新安保法制は、いわゆる存立危機事態にあたると政府が判断した場合に集団的自衛権を行使できるとするものであり、国会審議において、政府の判断は「総合的に」なされると説明された。しかして、小野寺防衛相の発言は米国が攻撃対象になる場合には「存立危機事態」と判断される可能性があることを公的に明らかにしたものと言える。

なお、小野寺防衛相は本年8月9日に、グアムのアンダーセン空軍基地について「日米でさまざまな対応を取るとき、特に北朝鮮有事のときに抑止力の重要な役目を持っている」と指摘しており、日本の防衛当局者の間ではグアムの打撃力は北朝鮮に対する「抑止力」として機能しているとの見方が強い（朝日新聞、2017年8月11日付中3面）と報道されている。

もし、日本の領土の上空を通過して米国のグアムを目標とした北朝鮮の弾道ミサイルが飛翔する事態について政府において日本の存立危機事態と判断することになれば、日本は一定の要件のもとに集団的自衛権の行使として当

該ミサイルを迎撃しうちおとすことができることになる。

現に、北朝鮮が、グアム島周辺を到達目標とした弾道ミサイルの発射について、日本の島根県、広島県、高知県の上空を通過することになるとの予告をした際に、自衛隊は早速ミサイル通過の予告のあった中国、四国地方に迎撃用ミサイルを配備して、ミサイル通過に備えたとされている（なお北朝鮮の米国グアム島までの到達距離を想定した弾道ミサイルが日本の北海道上空を通過したことをふまえ、日本は北海道にもミサイル迎撃用のミサイルを急遽配備したとされる）。

- (3) このような日本の具体的対応や先の防衛大臣の国会答弁からすると、北朝鮮が日本の上空を越えて弾道ミサイルを米国を目標として発射した場合には、それが日本を攻撃目標としたものでなくとも、政府がこれを日本の存立危機事態と位置づけ、武力行使の3要件が備わっていると判断し、新安保法制が認める集団的自衛権の行使として、当該ミサイルに対し迎撃用ミサイルでその破壊を試みる可能性は否定できない。（なお、前記のような認識を示す防衛相政府の態度からは新3要件がほとんど限定の意味を持たず、米国への攻撃すなわち存立危機事態と判断される可能性も否定できない。）

しかし、これはミサイルを発射した北朝鮮からすれば自衛隊による自国への戦闘行為（武力の行使）とみなしうる事態であり、北朝鮮はこれに対し、日本に反撃をしてくる可能性がでてくる。

そして北朝鮮による日本への反撃が、例えば短距離ミサイル等でなされることになれば、日本はこれに反撃する形でまたしても米国と北朝鮮の戦争にまきこまれてゆくことになるのである。

7. 新安保法制による韓国軍に対する戦争支援と戦争まきこまれの危険

このように、北朝鮮との戦闘状態に入った米軍の戦争支援を自衛隊が行うことで、日本が北朝鮮と米国との戦争にまきこまれる危険性は極めて高いことと

なる。

しかしこのような事態は新安保法制の下では北朝鮮と米国との戦争の場合に限られない。

先に述べたように、新安保法制の成立により自衛隊による戦争の支援の対象を米軍以外の国（日本と密接な関係にある）にまで広げられたことにより、北朝鮮と韓国の間で戦闘状態になった場合も、自衛隊は米軍に対する戦争支援と同様の軍事支援を韓国のためにも行いうる可能性がでてきているのである。このため、このような韓国軍に対する日本の自衛隊の戦争支援の実行によって、北朝鮮と韓国間の戦争にも日本がまきこまれる危険性も存在することとなっている。

8、新安保法制の適用により日本が米国、北朝鮮間の戦争にまきこまれる現実的危険

現在は米国、北朝鮮間で直接の武力衝突（戦争）が発生した状況ではない。しかし、平成29年4月ころからくり返された北朝鮮による米国攻撃を視野においた弾道ミサイルの再三の発射実験等、北朝鮮の軍事的挑発行動とこれに対向する日米共同による軍事行動アピールや対話より圧力を誇示する日米政府代表者の公的発言により米軍と北朝鮮の軍事的緊張関係は両国がいつ直接の武力衝突（戦争状態）に陥ってもおかしくない程高まってきている。

このような状況下で本年4月以降に、新安保法制にもとづく自衛隊によるイージス艦に対する数度にわたる洋上給油活動、米艦船の防護活動の実行が日本海を中心に開始されているのである。

またこの間、朝鮮半島有事の際の北朝鮮を相手国と想定した日・米・韓三国の大規模な合同軍事演習も行われてきている。

このような状況下で万が一、米国と北朝鮮間で武力衝突（戦争状態）が起これば、新安保法制にもとづきこの間なされてきた自衛隊の米軍艦船等への給油

等の後方支援活動，米軍の艦船・航空機等の防護活動は一層広範かつ大規模になされる可能性がある。

又，北朝鮮の米国領土への弾道ミサイル攻撃あるいは日本海を中心とし日本及び朝鮮半島周辺に展開する米軍に対する武力攻撃について，これを日本の存立危機事態とみなすことになれば，新安保法制が認める集団的自衛権の行使という形で自衛隊が北朝鮮に対して直接の軍事攻撃を行う危険もひそんでいる。

そして，そのような事態になれば北朝鮮が日本を米国と一体としての戦争敵国とみなし日本に対して武力攻撃をしてくることは避けられない。そうなれば日本が米国と北朝鮮間の戦争にまきこまれざるをえなくなることとなるのである。

以 上